

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第2項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2020年8月4日
【四半期会計期間】	第143期 第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）
【会社名】	伊豆箱根鉄道株式会社
【英訳名】	IZUHAKONE RAILWAY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伍堂 文康
【本店の所在の場所】	静岡県三島市大場300番地
【電話番号】	(055)977-1205
【事務連絡者氏名】	総合企画部経理課長 秋山 研二
【最寄りの連絡場所】	静岡県三島市大場300番地
【電話番号】	(055)977-1205
【事務連絡者氏名】	総合企画部経理課係長 佐々木 謙一郎
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第142期 第1四半期 連結累計期間	第143期 第1四半期 連結累計期間	第142期
会計期間		自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
営業収益	(千円)	3,092,920	1,090,227	11,221,253
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	67,418	△846,355	△265,021
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失(△)	(千円)	56,310	△1,051,371	△263,795
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	49,734	△1,057,264	△293,225
純資産額	(千円)	11,068,181	9,667,853	10,725,117
総資産額	(千円)	28,223,556	27,936,336	28,157,780
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期(当期)純損失(△)	(円)	44.05	△822.44	△206.35
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	39.2	34.6	38.1

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 第143期第1四半期連結累計期間及び第142期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第142期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容 ① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定」について重要な変更はありません。

(2) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大が経済活動や社会生活に大きな影響を及ぼしており、企業の景況感の悪化とともに個人消費活動も縮小していることから、景気の先行きについては、極めて不透明な状況が続いております。

このような経済情勢のなか、当社グループにおいては、各事業で政府主導の緊急事態宣言を始めとした各種新型コロナウイルス感染症防止策に準じた行動を徹底し社会的責任を果たしてまいりました。また、事態収束までは、お客さまや従業員の安全・安心を確保したなかで、必要最低限の事業運営に特化することを最優先とし、不要不急コストの削減や設備投資の先送りによる経費圧縮に努めるとともに、このような厳しい状況下においても、日々変化するニーズをお客さま目線で適時的確に把握し、スピード感を持ってサービス展開することで、利益を追求してまいりました。

しかしながら、各事業で臨時休業や営業規模の縮小、営業時間の短縮を行ったほか、外出自粛・都道府県をまたいでの移動自粛、各国政策である入出国制限措置などによりお客さま利用が減少し、非常に厳しい経営状況が続きました。なお、今後も新型コロナウイルス感染症の収束規模や収束スピード、影響期間のほか、各国政府の動向により、当社グループの業績が大きく変動することが予想されます。

この結果、当第1四半期連結累計期間の経営成績は、営業収益は10億90,227千円（前年同期比64.8%減）、営業損失は8億52,025千円（前年同期営業利益76,409千円）、経常損失は8億46,355千円（前年同期経常利益67,418千円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は10億51,371千円（前年同期親会社株主に帰属する四半期純利益56,310千円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

〔鉄道事業をはじめとした交通事業について（鉄道事業、バス事業、タクシー事業）〕

交通事業については、緊急事態宣言発令下において、お客さまの利用が大幅に減少いたしました。日常生活を支えるインフラ機能としての社会的使命を果たすべく、新型コロナウイルス感染症防止策を徹底したうえで、減便ダイヤなど営業規模を縮小し事業活動を継続してまいりました。緊急事態宣言解除後においては、政府や県、沿線自治体、お客さまなどの動向に注視し、市場環境を見極めたうえで順次営業規模を拡大し、事業活動を実施しております。なお、当第1四半期連結累計期間においては、沿線地域の各学校の臨時休校や企業・観光施設などの臨時休業、外出自粛などの影響を強く受け、極めて厳しい事業環境となりました。

（鉄道事業）

鉄道事業は、定期・定期外収入において、前年同期を下回りました。このようなコロナ禍でも、お客さまに「ほほえみと元気」を提供すべく、密集・密閉・密接を避けるなどの新型コロナウイルス感染症防止策を十分考慮したうえで、自由にウォーキングを楽しんでいただくイベント「いずっぱこウォーキング」を6月25日から5日間開催いたしました。

この結果、鉄道事業の営業収益は3億68,533千円（前年同期比46.3%減）、営業損失は2億58,852千円（前年同期営業利益36,107千円）となりました。

鉄道事業

伊豆箱根鉄道(株)

種別		単位	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
営業日数		日	91	91
営業キロ		キロ	29.4	29.4
客車走行キロ		千キロ	1,253	1,007
旅客乗車人員	定期	千人	2,684	1,896
	定期外	千人	1,837	801
旅客収入	定期	千円	261,852	196,255
	定期外	千円	396,034	155,137
	計	千円	657,887	351,392
運輸雑収		千円	27,956	17,141
運輸収入合計		千円	685,844	368,533
乗車効率		%	18.9	13.1

(注) 乗車効率の算出は(延人キロ/客車走行キロ×平均定員)

(バス事業)

バス事業は、乗合バス部門において、定期・定期外収入ともに前年同期を下回りました。貸切バス部門においては、契約輸送を一部実施いたしましたが、一般旅客団体の利用が低迷し、売上高は前年同期を下回りました。

この結果、バス事業の営業収益は2億64,351千円（前年同期比65.1%減）、営業損失は2億38,405千円（前年同期営業利益35,940千円）となりました。

(タクシー事業)

タクシー事業は、密集・密閉・密接機会を軽減できる輸送機関として一定の需要はありましたが、売上高は前年同期を下回りました。

この結果、タクシー事業の営業収益は2億30,702千円（前年同期比66.0%減）、営業損失は2億53,896千円（前年同期営業損失17,600千円）となりました。

(レジャー・不動産事業)

レジャー事業については、緊急事態宣言発令下において、社会的責任を果たすべく一部の施設を除き臨時休業を行いました。緊急事態宣言解除後は、新型コロナウイルス感染症防止策を徹底したうえで、一部の施設を除き営業規模の縮小や営業時間の短縮を行いながら、順次営業を再開いたしました。なお、当第1四半期連結累計期間においては、施設の臨時休業や営業規模の縮小、営業時間の短縮に加え、外出自粛・都道府県をまたいでの移動自粛などの影響を強く受けたことから、極めて厳しい事業環境となりました。

鋼索鉄道事業は、箱根 十国峠ケーブルカーにおいて、個人・団体ともにお客さま利用が減少し、売上高は前年同期を下回りました。

自動車道事業は、湯河原パークウェイにおいて、特に観光を目的とした通行車両が減少し、売上高は前年同期を下回りました。

船舶事業は、箱根航路において、国内外の個人・団体のお客さま利用が減少し、売上高は前年同期を下回りました。

飲食店・物品販売業は、箱根地区のドライブインにおいて、飲食・売店部門ともに、個人・団体のお客さま利用が減少したほか、箱根 湖尻ターミナルにおいては、4月8日より営業を継続的に休止していることもあり、売上高は前年同期を下回りました。十国地区の箱根 十国峠レストハウスにおいては、個人・団体のお客さま利用が減少し、売上高は前年同期を下回りました。沼津地区の伊豆・三津シーパラダイスにおいては、個人のお客さま利用が減少し、売上高は前年同期を下回りました。このような状況のなか、外出自粛中のお客さまが自宅にいても楽しんでいただけるよう、各施設の売店主力商品を集めた「いずっぱこおみやげセット」の通信販売を行い、売上高向上と各施設における売店商品のフードロス対策に努めてまいりました。

鉄道沿線の物品販売業は、鉄道売店において、観光を目的としたお客さま利用が減少したことから、売上高は前年同期を下回りました。広告看板業においては、沿線イベントの中止や、先行き不透明な景況を反映し、クライアントの広告宣伝費削減の影響を受け、売上高は前年同期を下回りました。

不動産事業は、不動産賃貸業に特化しておりますが、既存駐車場物件の稼働率が向上したことなどもあり、売上高は前年同期を上回りました。なお、コロナ禍に起因したテナントの撤退防止に向け、テナントの営業状況や資金繰りなどについて積極的に情報収集を行い、状況を把握したうえで、柔軟に賃料減額交渉に対応してまいりました。

保険代理店事業は、営業活動の自粛もあり、売上高は前年同期を下回りました。

この結果、レジャー・不動産事業の営業収益は3億75,318千円（前年同期比67.4%減）、営業損失は1億401千円（前年同期営業利益21,186千円）となりました。

(3) 財政状態の分析

①資産

固定資産の建設仮勘定の増加はありましたが、未収金や売掛金の減少により、前連結会計年度末に比べ2億21,444千円の減少となりました。

②負債

未払金の減少はありましたが、借入金の増加により、前連結会計年度末に比べ8億35,820千円の増加となりました。

③純資産

親会社株主に帰属する四半期純損失の計上により、前連結会計年度末に比べ10億57,264千円の減少となりました。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,220,000
A種優先株式	900,000
計	5,120,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） (2020年6月30日)	提出日現在発行数（株） (2020年8月4日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,280,000	1,280,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
A種優先株式	900,000	900,000	非上場	単元株式数は100株であります。 (注)
計	2,180,000	2,180,000	—	—

(注) A種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

- ① 当社は、ある事業年度中の特定の日を基準日（3月31日を含む。）として当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式1株の払込金額相当額に100分の5を乗じた額を当該事業年度における上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「A種優先配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、A種優先配当金の支払を当社の株主総会が決定する前に、同じ事業年度中に定められた基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行ったとき、または行うことを当社が決定したときは、その額を控除し、残額がある場合に、当該残額を配当する。
- ② ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し剰余金が配当された後に残余の剰余金があるときは、普通株主または普通登録株式質権者に対してA種優先配当金と同額にいたるまで剰余金の配当を行うことができ、さらに残余の剰余金について配当を行うときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者及び普通株主または普通登録株式質権者に対し、1株につき同等の金額を支払う。

(2) 残余財産の分配

- ① 当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式1株の払込金額相当額を金銭により支払う。
- ② A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 取得請求権

- ① A種優先株主は、発行に際して取締役会で定める日において、会社法第461条第2項に定める分配可能額が5億円を超えることを条件とし、毎年5億円を限度として、法令の定める範囲で、その保有するA種優先株式の全部または一部につき、当社に対してその取得を請求することができる。
- ② 取得を請求するA種優先株主は、発行に際して取締役会で定める期間（以下「取得請求可能期間」という。）に当社に申し出るものとする。

- ③ 第1項の限度額を超えてA種優先株主からの取得請求があった場合、取得の順位は、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。
- ④ 当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えにA種優先株式1株の払込金額相当額の現金を交付する。
- (4) 取得条項
- ① 当社は、発行に際して取締役会で定める日において、会社法第461条第2項に定める分配可能額（ただし、直前の取得請求可能期間になされた取得請求に応じて当社が取得したか取得することを決定した自己株式の簿価を控除する。）から5億円を控除した額を限度として、法令の定める範囲で、A種優先株式の一部または全部を取得することができる。
- ② 一部取得の場合は、抽選その他の方法により決定する。
- ③ 当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えにA種優先株式1株の払込金額相当額の現金を交付する。
- (5) 議決権
A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- (6) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利の付与等
- ① 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割を行わない。
- ② 当社は、A種優先株主に対し、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当てを受ける権利または会社法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式の無償割当てまたは新株予約権の無償割当てを行わない。
- (7) 配当金の除斥期間等
- ① 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその配当金の支払義務を免れるものとする。
- ② 前項の金銭には利息を付けない。
- (8) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
- (9) 議決権を有しないこととしている理由
資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日	—	2,180,000	—	640,000	—	325,907

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2020年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	A種優先株式 900,000	—	「1(1)②発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,600	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,271,800	12,718	同上
単元未満株式	普通株式 6,600	—	—
発行済株式総数	2,180,000	—	—
総株主の議決権	—	12,718	—

（注） 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
伊豆箱根鉄道 株式会社	静岡県三島市大場 300番地	1,600	—	1,600	0.07
計	—	1,600	—	1,600	0.07

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	308,745	323,108
受取手形及び売掛金	298,285	211,087
商品	16,383	16,141
貯蔵品	117,705	118,418
その他	199,898	95,230
貸倒引当金	△5,457	△5,564
流動資産合計	935,561	758,421
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,554,687	4,532,058
機械装置及び運搬具（純額）	652,864	602,290
土地	20,724,712	20,724,169
リース資産（純額）	410,525	389,372
建設仮勘定	84,801	140,023
その他（純額）	195,097	182,447
有形固定資産合計	26,622,688	26,570,361
無形固定資産		
リース資産	23,295	22,830
その他	348,670	358,213
無形固定資産合計	371,965	381,044
投資その他の資産		
投資有価証券	50,197	50,197
長期貸付金	251,000	251,000
繰延税金資産	6,542	6,542
その他	52,825	51,770
貸倒引当金	△133,000	△133,000
投資その他の資産合計	227,565	226,509
固定資産合計	27,222,219	27,177,914
資産合計	28,157,780	27,936,336

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	331,984	156,818
短期借入金	6,849,120	8,349,120
リース債務	93,559	93,709
未払法人税等	19,365	5,715
賞与引当金	134,584	251,767
商品券等引換損失引当金	43,000	42,914
その他	1,572,301	1,055,673
流動負債合計	9,043,915	9,955,717
固定負債		
長期借入金	811,760	743,230
リース債務	382,586	359,594
繰延税金負債	358	287
再評価に係る繰延税金負債	4,910,820	4,910,820
役員退職慰労引当金	25,061	25,421
退職給付に係る負債	1,758,391	1,748,862
資産除去債務	184,972	185,109
その他	314,797	339,440
固定負債合計	8,388,747	8,312,766
負債合計	17,432,663	18,268,483
純資産の部		
株主資本		
資本金	640,000	640,000
資本剰余金	325,907	325,907
利益剰余金	△932,174	△1,983,546
自己株式	△17,016	△17,016
株主資本合計	16,717	△1,034,654
その他の包括利益累計額		
土地再評価差額金	10,642,633	10,642,633
退職給付に係る調整累計額	65,766	59,873
その他の包括利益累計額合計	10,708,400	10,702,507
純資産合計	10,725,117	9,667,853
負債純資産合計	28,157,780	27,936,336

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
営業収益	3,092,920	1,090,227
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	2,772,854	1,722,201
販売費及び一般管理費	243,655	220,051
営業費合計	3,016,510	1,942,252
営業利益又は営業損失(△)	76,409	△852,025
営業外収益		
受取利息	1,151	1,048
受取配当金	2,055	2,052
受託工事収入	5,750	—
受取保険金	756	9,985
受取給付金	—	8,000
その他	6,399	9,998
営業外収益合計	16,112	31,085
営業外費用		
支払利息	19,274	20,787
その他	5,829	4,628
営業外費用合計	25,104	25,415
経常利益又は経常損失(△)	67,418	△846,355
特別利益		
固定資産売却益	463	1,391
工事負担金等受入額	147,891	19,772
雇用調整助成金	—	22,079
その他	—	2,816
特別利益合計	148,354	46,060
特別損失		
固定資産圧縮損	146,698	21,208
固定資産除却損	912	6,608
臨時休業等による損失	—	※ 218,883
その他	32	—
特別損失合計	147,643	246,699
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失(△)	68,129	△1,046,995
法人税、住民税及び事業税	29,642	4,447
法人税等調整額	△17,823	△70
法人税等合計	11,819	4,376
四半期純利益又は四半期純損失(△)	56,310	△1,051,371
非支配株主に帰属する四半期純利益	—	—
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	56,310	△1,051,371

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	56,310	△1,051,371
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	△6,576	△5,892
その他の包括利益合計	△6,576	△5,892
四半期包括利益	49,734	△1,057,264
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	49,734	△1,057,264
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(追加情報)

前連結会計年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した新型コロナウイルス感染症に関する仮定について重要な変更はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 臨時休業等による損失

当第1四半期連結累計期間に計上した臨時休業等による損失は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために政府や地方自治体による要請や声明等により、臨時休業した営業施設等の休業期間中に発生した固定費(人件費・減価償却費等)によるものであります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費(*)	157,839千円	175,933千円

(*)当第1四半期連結累計期間の減価償却費には、四半期連結損益計算書の臨時休業等による損失に計上した減価償却費30,688千円を含めております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	鉄道	バス	タクシー	レジャー ・不動産	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
営業収益	685,844	757,656	677,801	1,150,794	3,272,096	△179,176	3,092,920
セグメント利益 又は損失(△)	36,107	35,940	△17,600	21,186	75,634	775	76,409

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額775千円は、主にセグメント間取引消去775千円であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	鉄道	バス	タクシー	レジャー ・不動産	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
営業収益	368,533	264,351	230,702	375,318	1,238,906	△148,679	1,090,227
セグメント損失 (△)	△258,852	△238,405	△253,896	△100,401	△851,555	△469	△852,025

(注) 1. セグメント損失(△)の調整額△469千円は、主にセグメント間取引消去△469千円であります。

2. セグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失(△)	44円05銭	△822円44銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失(△) (千円)	56,310	△1,051,371
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失 (△)(千円)	56,310	△1,051,371
普通株式の期中平均株式数(株)	1,278,433	1,278,362

(注) 1. 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月4日

伊豆箱根鉄道株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
静岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長崎 将彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松浦 俊行
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている伊豆箱根鉄道株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、伊豆箱根鉄道株式会社及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。